



弟をかわいがる生前の幸子ちゃん。

事故猶生

物所にある、片側一車線の旧青梅街道。健さんの横に佇む妻章恵さんは、幸子ちゃんがかなりがつっていた6歳下の長男のことをしつかりと握りながら、「事故からもうすぐ5年が経ちます。でも、私は今も、ここへぼつりと、そう語った。

「あの日は偶然、仕事が休みでした。3時過ぎ、娘がバイクにはねられた、という知らせを受けた私は、すぐに車で搬送先の救急センターに向かい、そして、娘を乗せた救急車とほぼ同時に病院へ到着したのです。そこに娘のものがき苦しむ姿がありました。私は人があんなに苦しむ姿を、今まで見たことがあります。でも、それが私の娘だつたのです。本当に、身を引き裂かれる思いでした。すぐに担当医から説明があり、非常に危険な状態であることが告げられました。出血性ショックで、1分1秒を争うこと。足の骨は折れ曲がり、内臓は破裂し、肋骨3本は折れて肺に損傷を与える、あごの骨も折れています。左目は潰れ、脳にも損傷の可能性があるとのことでした。そし

娘の心臓は3回停止したのです」「それでも、幸子ちゃんはなんとか蘇生し、午後5時頃から内臓を一部摘出するための緊急手術が始まった。事故についての詳しい状況は、まもなく病院に駆け付けてくれた友達のじゅんとその母親から聞くことができた。

放課後、すぐ近くにある児童公園で遊んでいた鈴村幸子ちゃん（当時7歳、小1）は、友達の妹が幼稚園バスで帰ってくるのを一緒に迎えに行くため、旧青梅街道を横断しようとしていた。（下・見取り図参照）

この日、現場父兄告付近は工事区間で片側通行だったため、警備員の誘導に従つて、まず、友達のじゅんと母親が横断。幸子ちゃんも続いて横断を開始し、いったんセンターライン付近で一度止まつて道路の状況を確認し、そして少し歩き始めた。そのとき、工事区間にもかかわ

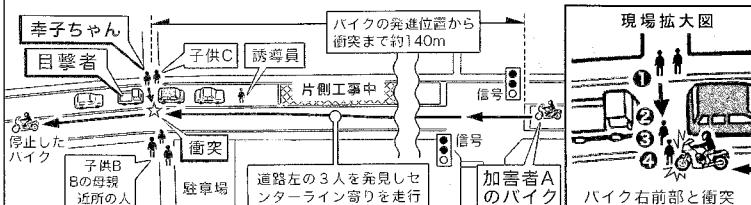
判決(民事)で認められた事故状況

- ❶ **自殺者（軽トラック）の前を、子供（幸子ちゃん）が左側から歩いてくる**

❷ **子供は、センターライン手前で一度止まる様子をみせる**

❸ **その後、先程よりゆっくりと歩き出す。このとき、対向車線からバイクが近づくか、距離が十分なので、そのまま渡れると思った**

❹ **その直後、大爆音（排気音）と共に、窓くほどの速さでバイクは急接近し、子供と衝突した（左図は☆地点）**



○吉岡昌諒

■ シリーズ ザ・交通裁判(5)

「鈴村事件」 (東京都)

**ずさんな警察捜査、
デタラメな検察の対応…
このまま真実は
闇に葬られてしまうのか**

事故現場に立つ鈴村さん
夫妻と6歳下の弟。

取材・文◎柳原三佳（やなぎはらみか）

東京都青梅市に住む鈴村健一さん（47）は、小学生になつたばかりの長女・幸子ちゃん（当時7歳）を大型バイクとの衝突事故で失つた遺族だ。そんな鈴村さんのもとには、東京地検八王子支部から、被疑者が「不起訴処分」になつたことを伝える書面が送付されたのは、事故から1年後のことだった。ところが、あろうことか、「被疑者として記されていたのは、父親の鈴村健二さんと一字違ひの「鈴村健一」」。さらに、鈴村さんが提出した証拠等は行方不明になり、目撃者の証言もことごとく捻じ曲げられてしまつたというのだ。『検察は本当に被害者の側に立つて、捜査をしたのか？なぜ、これだけ具体的な証拠がありながら、娘の”飛び出し”として、一方的に処理されてしまうのか……』亡き娘の名誉のために、事故の真実を求めて闘つてきた父親の5年間を振り返つた。

やなぎはらみか◎ノンフィクション作家。交通事故・司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『焼かれる前に語れ』(WAVE出版)、『これいゝのが自動車保険』(朝日新聞社)、『駄因習解説』(毎経出版社)『交通事故被害者は二度泣かされる』(リベルタ出版)『自重!車両税の落とし穴』(朝日新聞)など多数。

一瞬のうちに幸子ちゃんの身体は視界から消えたというのだ。

ところが、ちゃんとお母さんからその話を聞いた直後、病院にやつてきた警視庁青梅警察署の警察官は、手術室の前で待つ鈴村さんに断定口調でこう言ったという。

「事故の原因は、おたくの娘さんが車の間から急に飛び出したことがあります。センターインから1.5メートルのところにひかれていたので、バイクはよけることができなかつたんですよ。」

鈴村さんは語る。

「私はそのとき、パニック状態で何も考へることができませんでしたが、とつさに、『事故現場にいたお友達やお母さんから聞いた状況と違つて、もつとよく調べてください』と頼みました。しかし、警察はその言葉をまったく受け入れようとはしませんでした。」

その夜のうちに2回目の緊急カーテール手術が行われた。し

かし、鈴村さん夫妻の祈りもむなしく、翌23日午後8時過ぎ、幸子ちゃんは息を引き取つた。娘の頬には、血で真っ赤に染まつた涙が、次から次へと伝つていました。どれほど生き続けたかたことでしょう、無念だけつたことでしょう……」

警察 遺族を怒鳴りつけた

葬儀の翌日(10月27日)、警察官の言葉に納得できなかつた鈴村さんは、何かに突き動かされ

るよう、事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のじちゃんとその母親に、改めて詳しく述べた。彼らの証言はいざなに、幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された」というもので、警察から聞いた「車間からの急な飛び出

し。センターインから1.5メートル進んだところにぶつかつた」という説明とは大きく食いついていたのです」

『このままでは眞実が曲げられてしまふ……』

そんな不安を抱いた鈴村さんは、翌28日、早速青梅署へと出向く。

「目撃者立ち会いで実況見分調書を作つてください」と依頼した。警察が目撃者に事情を聴いたり、現場検証を行つた形跡が全くなかつたからだ。

しかし担当警察官は、「子供の目撃証言は判例で採用されないことになっている」と一蹴。一緒にいた保護者への事情聴取についても、「調書は一生残るものだから嫌がりますよ。やめたほうがいい」と一切取り合おうとしなかつた。

「どうしても納得できなかつた私は、11月14日、再び青梅警察署へと出向き、担当警察官に目撃調書を取つてくれるよう頼みま

した。しかし、警察は、机を何度も叩きながら、『娘さんの過失割合が不利になつてもいいのか! そんなに生意気なこと事を言つてると、不利な状況にするぞ!』と、私を怒鳴りつけたのです。本当にショックでした。テレビドラマさながらの、まさに『容疑者』扱いでした」

検察で強引に取られた「遺族調書」

この事件が検察庁に送致されたという連絡が入つたのは、事故から約7ヶ月後、2005年5月1日のことだった。

検察庁のWEBサイトには、次の二文が掲載されている。

『犯罪によつて傷ついた被害者の方に対しては適切なサポートが必要な場合が少なくあります。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力し

ています。』

鈴村さんは、検察官こそ遺族の訴えを聞き入れ、適正な捜査を行つてくれるものと信じ、すぐさま八王子支部の担当副検事と面談。警察が事故直後から「子供の飛び出し」と決めつけおり、初動捜査がいかに偏つたものであつたかを必死で説明した。

しかし、検察への期待は見事に裏切られた。

「副検事は私の味方どころか、警察と同じで、とにかく加害者不起訴にするという方針を絶対に曲げたくないようでした。そして、『すべての目撃者が娘さんの飛び出しと証言しているんですよ、飛び出しは法律で不起訴処分はやむを得ない』と力説し、私はこの道のプロだ!』と繰り返しました」

友達やその母親から直接話を聞いていた鈴村さんは、すべての目撃者が「飛び出し」という

証言をしているはずがないと確信していた。しかし、それを確認したくても、調書などの捜査資料は一切見ることができない。刑事訴訟法47条で、「刑事記録は公判前に公にしてはならない」と定められているからだ。

「この日、私は検察庁で約4時間粘りました。でも最後には、『無念ではあります、不起訴内容の遺族調書を強引に作られ、署名押印を求められたので個人では大きな権力にまったく歯が立たないのか……。その無念さと、娘に申し訳ないと想いで、さすがにその夜は、妻と一緒に、泣き明かしました』

『この文書(左)は、業務上過失致死で送検されていた被疑者A(事故当時29歳)が不起訴処分になつたことを、被害者遺族に伝えるために送付されたものだつたが、それを読んだ鈴村さんは、抑えようのない怒りで身體が震えたという。「なんと被疑者の名前が、私と一字違ひの『鈴村健一』になつてゐたのです。これでは、父親

の私が娘の命を奪つたことになるじゃありませんか……』

検察官が、被疑者の名前を間違えるなど、論外である。

検察が犯したミスはそれだけではなかつた。鈴村さんは強い口調でこう続けた。『私は事故時の目撃者らの位置関係を示した自作の現場見取り図をフロッピーディスクに保存し、05年6月、検察庁に送付していました。ところが、不起訴通知とほぼ同時に返送されてしまふ。私は提出した黒色のフロッピーではなぜ黄色だったので、すぐに中のデータを確認してみると、なんと、そこにはまったく別の事件の破損したスクーターやヘルメットの写真が入つてゐたのです』

このとき同封されていた10月31日付の書面(P60)も酷いものだつた。

『ありがとうございました』といふのがどうございました』といふ。およそ公文書とは思えない誤字のほか、さらに深刻な

被疑者の名前が被害者の父親の名前に?

鈴村さんのもとに、東京地檢

八王子支部から一通の「通知書」が届いたのは、事故から約1年後、副検事とのやり取りが繰り

被疑者の名前と被害者の名前を間違えた検察からの通知書。

は、鈴木さんが「フロッピー」と一緒に提出していた「上田書」までが、まったく別のものにすり変わっていたことだ。

同封の「前略

「同封の「前略、平成17年8月11日の」で始まる文書は、同封の写真とともに記録に編綴させてもらいました。」

と詰められてある

「本件事故の衝突地点について
は、警察官作成の各実況見分調
書(証拠番号略)では、いずれも
道路中心線から1.4ないし1.5メー
トル被告進行車線寄りとされて
いるが、証人(略)及び同(略)
は、いずれも警察官からその位
置を確認された事實を否定して
おり、衝突地点にブレーキ痕
破片その他衝突の痕跡があつた
ことを認めるべき証拠がなく、
しかも被告本人の指示自体、衝

かず、私が提出したフロッピー
やビデオテープも行方不明のま
でです。証拠の管理すらできず、
被疑者の名前まで間違えた検
察。そもそも、他の事件の書類
や写真が混ざっているようなん
さんの記録で、死亡事故の刑事
処分が下されてしまつてよいの
でしょうか……」

く不起訴が確定してしまったのか、再検査はしないのか……。

「起訴理由に沿街で教ふれね
な」となつてるので、面

会するつもりもない」というそつけない回答が返つてくるだけだった。

卷之三

警察捜査を否定した民事判決

一方、独自に調査を重ねた鈴村さんは、裁判の中で眞実を明らかにしようと決意し、2006年、加害者を相手に民事裁判を起こした。

わざかな情報を手掛かりに、市役所で住民台帳を片つ端から調べ、ようやく目撃者の方々に会うことができたのです

金木の草念の詩全集

A small, rectangular, light-colored object, possibly a piece of wood or a label, with handwritten text "WZ 111" on it.

四

平成17年8月25日に辯護士さんから郵送していただいた、フロッピーディスクを返送いたします。
ありがとうございました。
なお、同封の「前略、平成17年8月11日」の始まる文書は、同封の写真と共に記録に備えさせてもらいました。

「ありがとうございました」という誤字が検察のいい加減さを物語る

「なんと、担当副検事は日撃者の方々に、私たちのことについて『遺族感情が著しくてしつこく、頭が少しおかしくなつているんじゃないの?』とまで言つていたそうです。今振り返れば、副検事は私たちにも虚偽の事実を平気で伝え、納得させようと

事故の状況が、民事判決の事実認定通りであれば、加害者は起訴されるべきではないか……。そう考えた鈴村さんは、検察審査会に不起訴処分に対する不服申し立てを行ったが、同年10月、「不起訴相当」の議決が下された。議決書には、「検察官がした不起訴処分の裁定を不相当と判断できる事情が発見できないので、上記趣旨のところが失効する。」

という理由が書かれていた。
しかし、冷静に考えてみれば
検察審査会で審査にあたつた11
名の一般市民が審査の資料にし
たのは、警察や検察が作成した
刑事記録だ。それが「幸子ちゃん
の飛び出し」を前提に作られ
たものであつたとすれば、不起
訴相当と判断されても、ある意
味、当然の結果だと言えるのか
もしれない。

「幸子の飛び出し
鈴村さんは語る

安堵することができました。娘の過失割にはやや不満の残る部分もあつたのですが、それでも十分に、聞いに勝つたと実感

「その当時における被告の速度について（中略）、証人（略）及び同（略）の各証言内容や幸子及び被告車両の衝突後直ちに信頼できないといわざるをえない。そして、幸子の転倒地点は幸子の血液付着の状況（証拠番号略）からして道路中心線付近であることは動かし難く、他方、（中略）証人（略）の証言内容や幸子と被告車両との衝突の状況、さらに被告車両が転倒することなく直進停止していることを統合すると、幸子は飛び出したのではなく歩行状態で道路中心線を越えて2、3歩進んだあたりで左側から走行してきた被告車両に衝突されたものと認めるのが相当である。」

右東方に変更されていることがある。すると、上記各実況見分調査の衝突地点は明確な裏付けなしに被告の指示のみによって確定したのではないかとの疑いがあり、ただちに信用できないといわざるをえない。そして、幸子の転倒地点は幸子の血液附着の状況（証拠番号略）からして道路中心線付近であることは動かし難く、他方、（中略）証人（略）の証言内容や幸子と被告車両との衝突の状況、さらに被告車両が転倒することなく直進停止している」とを統合すると、幸子は飛び出したのではなく歩行状態で道路中心線を越えて2、3歩進んだあたりで左側から走行してきた被告車両に衝突されたものと認めるのが相当然である。」

「(前略) 当時注視していれば道路両側に幸子を含む児童が向き合っているのを認め得たのであるから、被告としては減速した上前方左右の注視を怠つてはならない義務があつたにもかかわらずその義務を怠り、制限速度を超過しかなりの高速で道路中心線近くを進行した過失があり、その過失の程度は重いといふべきである。」

「幸子の飛び出しではない、被告の過失の程度は重い」と断じる鈴村さんは語る。

は幸子を発見(した)時点において時速50キロメートルをかなり超過した速度で運転していたことが窺われる。」

「前略」 当時注視していれば道路両側に幸子を含む児童が向き合っているのを認め得たのであるから、被告としては減速した上前方左右の注視を怠つてはならない義務があつたにもかかわらずその義務を怠り、制限速度を超過しかなりの高速で道路中心線近くを進行した過失があり、その過失の程度は重いといふべきである。」

鈴村さんは語る。

「幸子の飛び出しではない、被告の過失の程度は重い、と断じた判決内容に、私どももやつとつ安堵することができました。娘の愚夫」剣にはやや不齒の残る

報道前後の検察の慌ただしい動き

時効が半年後に迫った2000年6月、私はこの事件を「週刊現代」(6/6号)で記事にした。タイトルは、「東京地検が闇に葬つた7歳少女死亡事故」。このときの取材に対して、東京地検、法務省はいずれも、個別事案にはお答えできない」というお決まりの回答を寄せてきた。鈴村さんによると、この記事の取材を始めた頃、つまり掲載の数か月前から、検察の動きがにわかに慌ただしくなったのだという。

「4月2日、正検事より八王子支部に来て欲しいと連絡が入りました。検事は『幸子さんが飛び出したとは、検察室としては断定していないことはご理解頂きたい。副検事が飛び出しと断定した『調でお話した事に対する』は『お詫び申し上げます』と謝罪されました。また、私どもの提出したフロ

ッピーデイスとビデオテープ(VHS)はまだ見つかっていないので、今後引き続き調査するとのことでした。」
「被疑者・鈴村健一」の件についても、このとき正検事から謝罪があつたというが、鈴村さんは、「あなたに謝罪されても納得はいきません」そうはつきり伝えたという。

「私は、民事の判決からも、警察、検察の皆さん捜査は明らかであり、再捜査することは当然のことだと迫りましたが、『再捜査は刑事裁判で99%有罪に持ち込まれると判断できた時点で行います』と平行線のままでした。

さらに検事は『刑事裁判では、疑わしきは被告の利益に、とのことで、起訴することは難しい。再捜査ではないが目撃者の方々から事情聴取はする』と告げました。

その言葉通り、検察は5月に入つてから、目撃者全員に電話をかけ、順番に検察庁に呼び出

しました。いつたん不起訴になつた事件で、「再捜査ではない」と言いながら、なぜこのようない行動をとつたのか……。

そんな中、時効の日(2000年10月22日)は刻々と迫つて

いた。「民事と刑事は別」とはいうものの、東京地裁は警察捜査の皆さんを、証拠写真や第三者である目撃者の証言などをもとに明確に指摘し、加害者の過失が重いことを認めていた。

そこで、加害者側も控訴はせず、不起訴は確定している。それなの

ことだと迫りましたが、『再捜査は民事裁判で99%有罪に持ち込まれると判断できた時点で行います』と平行線のままでした。

さらに検事は『刑事裁判では、

疑わしきは被告の利益に、

とのことで、起訴することは難

しい。再捜査ではないが目撃者の方々から事情聴取はする』と告げました。

その言葉通り、検察は5月に入つてから、目撃者全員に電話をかけ、順番に検察庁に呼び出

ました。いつたん不起訴になつた事件で、「再捜査しない」と宣言したのです。しかし、すぐにこう付け加えました。『言葉は悪いですが、再捜査するからと言つてあまり期待しないで下さ

い。再捜査の結果、やはり、不起訴処分が妥当との結果も充分考えられますので……』最初が

も加わつて話をしました。私は

今までにこの

もので、いまだに証文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知書は酷い

もので、『今までにこの

ような事例はほとんどありません。お気持ちはわかりますが、

即答はできません。とりあえず

上司に申し伝えます』と、そつ

けない返答をしてきました。どう

うしても納得できないので、さ

るようでした。その日は新たに、正検事の上司である副部長

も加わつて話をしました。私は

今までの警察、検察の矛

盾に満ちた捜査について、一つ

一つ説明していただきました。する

に言ふと「加害者は子供の飛び出しを主張している、それを否定するだけの証言が得られなかつた」とのことです。証言が得られなかつたと言うか、飛び出されなかつたと言うか、飛び出されなかつたと、という複数の証言をあえて阻止した、という感じがします。実は、今回検察に呼び出された目撃者の方々は、みなさん調書を取られながらも、署名、捺印を拒否したそ

うです。そのことに關して検事に問いただしてみると、突然しどろもどろになり、答えになつていませんでした。

この時点での時効まで2ヶ月を切っていたが、鈴村さんは再度、検察審査会に、「不起訴不當申立」をおこなつた。

「私たち夫婦は、最愛の娘を亡くした悲しみに加え、警察・検

察の不適な捜査に苦しめられ、絶望の淵まで追いつめられました。今はどうにか理性で持ちこたえている状態です。時効まであとわずかですが、検察審査会

には、刑事記録の中身を精査し、もう一度適正な審査を行つて、真実に基づいた正しい判断を下してほしいと望んでいます」しかし、10月3日、またしても「不起訴相当」の審査結果が鈴村さんのもとに。

鈴村さんは語る。

「被害者遺族の味方であるはずの検察に、私たちなぜここまで敵対し、憎しみを抱かなくてはならないのでしょうか? 真実を置き去りにしたまま、身を守ることで必死な検察、正義を捨ててしまつた検察に対し、心底憤りを感じます。時効は5年ですが、私たち遺族には時効など関係ないのです。

鈴村さん夫妻は今、国賠訴訟を検討しているといふ。裁判を起こすことと、まずは事故の記録を入手し、隅々まで目を通したい、そう考えているからだ。『こんなずさんな捜査がまかり通ることは、決して許されるものではありません』

再びの不起訴決定

さらに、「現場検証はしてくれないのですか? あの様ないい加減な実況見分見取り図では困ります!」と問いかけると、「現場検証の予定はない」というのであります。ようするに、4人の目撃者からは一応話も聞いたことだし、検察官としては形式的に一定の再調査はした、ということとで済ませるつもりだったのでしよう。

鈴村さんのそんな予感は的中した。

8月5日、自宅に被疑者の不起訴処分を伝える通知書が届いたのだ。

以下は、8月29日に鈴村さんから私に届いたメールである。

本日検察官に行つてきました。目的は加害者の不起訴処分についての説明を求めるためです。冷静に対応しようと思つていまつたが、激しいやりとりになつた。

『不起訴理由に関しては、簡単

てしましました。結果的に、検察の再捜査は、かたちだけで全く話しにならないものでした。私は、遺族調書を閲覧させてほしいと、強く求めましたが、

「法律で見せられないことになつていて」の一矢張りで納得がいきませんでした。なぜ自分の調書を見ることすらできないのでしょうか? よほどまずい事があるのでしよう。

折しも、世間は酒井法子の覚醒剤逮捕騒動の報道一色。毎日のように、酒井夫婦の供述内容がリーグされ、マスコミを賑わしていた頃だった。芸能人といふこともあつてか、被疑者の供述内容があれほど赤裸々に公開されているのに、なぜ遺族本人が、自身の調書を確認することすら許されないのである。鈴村さんのこのメールを読みながら、大きな疑問を感じざるを得なかつた。鈴村さんのメールはさらに続いた。

8月29日、自宅に被疑者の不起訴処分を伝える通知書が届いた。

9年6月、私はこの事件を「週刊現代」(6/6号)で記事にした。タイトルは、「東京地検が闇に葬つた7歳少女死亡事故」。このときの取材に対して、東京地検、法務省はいずれも、個別事案にはお答えできない」というお決まりの回答を寄せってきた。鈴村さんによると、この記事の取材を始めた頃、つまり掲載の数か月前から、検察の動きがにわかに慌ただしくなったのだという。

「4月2日、正検事より八王子支部に来て欲しいと連絡が入りました。検事は『幸子さんが飛び出したとは、検察室としては断定していないことはご理解頂きたい。副検事が飛び出しと断定した『調でお話した事に対する』は『お詫び申し上げます』と謝罪されました。また、私どもの提出したフロ

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー